

**一般社団法人スピードキュービングジャパン
定款**

Rev 2.0

2023年10月22日

一般社団法人スピードキュービングジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人スピードキュービングジャパンと称する。英文表記は Speedcubing Japan、略称は SCJ とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、スピードキュービングの健全な普及と発展を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) スピードキュービングを通じた、地域及び国際的な貢献と交流に係る事業
- (2) 日本国内における World Cube Association の認定する大会の統括事業
- (3) 当法人独自に定める競技規則に基づく大会の統括事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 構成員

(法人の構成員)

第5条 この法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員及び会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員及び会員は、理事が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 社員及び会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員及び会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員及び会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)

第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員及び会員を除名することができる。

(社員及び会員の資格喪失)

第11条 社員及び会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社もしくは退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員及び会員がその資格を喪失したとき、当法人は、社員及び会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他拠出品金は、これを返還しない。また、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 顧問

(顧問)

第25条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の運営に関する事項について理事の諮問に応え、又は意見を述べることができる。

(顧問の選任)

第26条 顧問は、当法人の理事の過半数による決定に基づき、代表理事が囑託する。

ここで、必要があるときは、社員以外の者から囑託することを妨げない。

(顧問の任期)

第27条 顧問の任期は、第21条の規定を準用する。

(報酬等)

第28条 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第31条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅した場合に限る）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める理由

(残余財産)

第34条 当法人が清算をする場合において生じる残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法人若しくは認定特定非営利活動法人、または国、地方公共団体のいずれかに贈与する。

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。